

事業種別	小田原市
○就職支援	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者のための就活セミナー：保護者に対して、最近の就職活動状況等について情報提供し、若者の就職を後押しするセミナーを開催。 ●西湘地区就職面接会：小田原公共職業安定所と共催で、卒業予定の大学生を含む求職者を対象に面接会を開催。
主管課	産業政策課
連絡先	0465-33-1514
○起業創業支援 ○助成金	<ul style="list-style-type: none"> ●起業スクールの開催、創業相談 ●オフィス賃料、オフィスのリノベーション費用、コワーキングスペース利用料等に対する支援
主管課	産業政策課
連絡先	0465-33-1555 0465-33-1513
○農林水産業への就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ●（国）新規就農者育成総合対策①経営発展支援事業：就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等を支援する制度。上限額は1,000万円、②経営開始資金：就農直後の経営確立を支援する制度。150万円/年 最大3年間 ●漁業系統団体と協力し、国や県主催の漁業就業イベントに参加して、就労に関する情報提供等を実施
主管課	農政課、水産海浜課
連絡先	0465-33-1494(農政) 0465-22-9227(水産)
○後継者育成支援・継業支援	<ul style="list-style-type: none"> ●漁業への就労意欲を深め、定着率向上を目的として、漁業協同組合青年部対象の補助事業を実施 ●高校生及び大学生等を対象とした、漁業体験実習を開催。
主管課	水産海浜課
連絡先	0465-22-9227
○その他独自の取組	<ul style="list-style-type: none"> ●ビジネス・プロモーション拠点で市のビジネス環境のPR活動を実施
主管課	産業政策課
連絡先	0465-33-1513

事業種別	小田原市
○空き家バンク	空き家バンク 賃貸1件 売却0件 (令和6年4月1日現在)
主管課	都市政策課
連絡先	0465-33-1307
○住宅リフォーム補助	●市内施工業者により一定条件を満たした住宅リフォームを実施した市民に対し、5万円相当の地場産品等を進呈
主管課	産業政策課
連絡先	0465-33-1555

事業種別	小田原市
独自の育児関係支援（医療費助成等）①	●小児に係る医療費の助成：保険診療による医療費の自己負担分について、0歳から中学生まで所得制限なしで助成。（令和6年10月から18歳年度末まで対象年齢を拡大。）
主管課	子育て政策課
連絡先	0465-33-1453
独自の育児関係支援（医療費助成等）②	●不育症治療費助成：対象者1人あたり30万円を上限とし、1治療期間につき、助成対象費用の2分の1の額を、通算5年度まで助成。対象要件あり。
主管課	子ども若者支援課
連絡先	0465-46-7025
独自の育児関係支援（医療費助成等）③	●妊婦歯科健康診査：歯科健診費用の一部助成。妊娠中に1回、自己負担金500円（非課税世帯、生活保護世帯は費用負担免除あり）
主管課	子ども若者支援課
連絡先	0465-46-7025
独自の育児関係支援（医療費助成等）④	<ul style="list-style-type: none"> ●多胎を妊娠している妊婦への妊婦健診費用の助成。1回あたり5,000円、5回を上限。 ●産婦健康診査：産後2週間と産後1か月の健診費用の一部を助成。1回あたり5,000円 ●産後ケア事業：産後1年までの母子を対象に助産師等によるケアの提供（アウトリーチ2時間程度、デイサービス6時間程度、ショートステイ1～2泊）自己負担あり）。
主管課	子ども若者支援課
連絡先	0465-46-7025
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑤	●新生児聴覚検査：聴覚検査に係る費用の一部を助成(3,000円)。
主管課	子ども若者支援課
連絡先	0465-46-7025

事業種別	小田原市
○移住体験プログラム（お試し居住等）	●市内のゲストハウスと連携した「お試し移住」を展開（通常2泊3日）、その際にはまちの案内も実施
主管課	企画政策課
連絡先	0465-33-1268
○移住促進イベント	●移住セミナー、オンライン移住イベント、ふるさと回帰フェア出展
主管課	企画政策課
連絡先	0465-33-1268
○その他独自の取組	<ul style="list-style-type: none"> ●移住希望者に対して、市内現地案内や先輩移住者を紹介し、暮らしの情報を提供する「オーダーメイド型サポート」を実施 ●シティプロモーションサイト「オダワラボ」にて、移住に関する総合的な情報発信を実施 ●オンライン移住相談 ●先輩移住者とオンラインで直接話せる「オンラインگریーティング」を実施 ●市民が小田原暮らしの魅力を市外在住の人に紹介し、紹介された人が本市に移住すると、紹介した人（＝市民）と紹介された人（＝移住者）に商品券を贈呈する「リファラル移住制度」を実施
主管課	企画政策課
連絡先	0465-33-1268